

エンジョイ
カーライフ

JA豊橋 自動車課

4月の

知っ得情報

初心者マークの貼付は義務

初心者マーク(若葉マーク)は、正式名称を「初心運転者標識」といいます。

運転免許を取得して1年未満の人は、初心者マークを車に表示することが道路交通法で定められています。この期間に初心者マークを表示しないで車を走行すると「初心者標識表示義務違反」として罰則を科せられます。また、周囲の車がマークを表示した車に対し、危険防止のためなどやむを得ない場合を除いて、幅寄せ・無理な割り込みをした場合「初心運転者等保護義務違反」となることがあります。この罰則は、あくまで被害者が表示義務のある人だった場合に限られ、免許取得から1年を超えて、表示している場合は罰則の対象とはなりません。

初心者マークを付ける位置(場所)

初心者マークを表示する位置(場所)は法令で定められています。地上から0.4m以上1.2m以下の位置で、車体の前面と後方の見やすい位置となっています。車の前後片方にしか表示しないと法令違反になるので、必ず車の前後それぞれに初心者マークを1枚ずつ表示しましょう。またフロントガラスに貼ることも法令上認められていないので避けましょう。

これからお車の購入をお考えの方、新車から中古車などご要望にお応えさせていただきますので、お気軽に下記までお問合せください。

